

秋田県立大学附属図書館内施設等利用細則

令和3年4月1日
図書館長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第21条の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館（以下「図書館」という。）に設置している施設及び機器等（以下「施設等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等利用資格及び利用方法)

第2条 グループ学修室（秋田キャンパス及び本荘キャンパス図書館のみ）を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 利用できる者 秋田県立大学（以下「本学」という。）の教職員、名誉教授及び学生。ただし、本学の教職員、名誉教授及び学生と共同で利用する場合は、これら以外の者も利用することができる。

二 利用目的 学術研究、教育、学習及び大学運営上必要な業務のために利用することができる。

三 利用方法 グループ学修室の利用を希望する者は、電子申請により申し込まなければならない。

2 研究閲覧ブース（秋田キャンパス図書館のみ）を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 利用できる者 本学の教職員、名誉教授、大学院の学生及び研究生。ただし、当該機器を使用して視聴覚資料を視聴する場合に限り、すべての利用者が利用できる。

二 利用目的 学術研究、教育及び視聴覚資料を視聴するために利用することができる。

三 利用方法 本学の教職員、名誉教授、大学院の学生及び研究生は、使用されていない研究閲覧ブースを自由に利用することができる。ただし、利用希望者が多数いる場合には、図書館職員の指示に従わなければならない。

3 ラーニング・コモンズ（秋田キャンパス図書館のみ）を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 利用できる者 図書館を利用するすべての者。

二 利用目的 学術研究、教育、学習及び大学運営上必要な業務のために利用することができる。

三 利用方法 利用者は、ラーニング・コモンズを自由に利用することができる。ただし、イベント等の開催のため占有を希望する場合は、電子申請により申し込まなければ

ばならない。

- 4 視聴覚機器を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 利用できる者 図書館を利用するすべての者。
 - 二 利用目的 図書館に所蔵する視聴覚資料の視聴のために利用することができる。原則として1回の利用につき視聴覚資料1点とするが、他に利用希望者がいないときは、続けて利用することができる。
 - 三 利用方法 図書館職員に申し込まなければならない。
- 5 常設端末を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 利用できる者 図書館を利用するすべての者。
 - 二 利用目的 図書館の蔵書検索、情報収集、文献検索及びレポート作成等に利用することができる。
 - 三 利用方法 利用者は、使用されていない常設端末を自由に利用することができる。利用希望者が多数いる場合には、図書館職員の指示に従わなければならない。
- 6 貸出用端末（秋田キャンパス及び本荘キャンパス図書館のみ）を利用できる者及びその利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 利用できる者 本学の教職員、名誉教授、大学院の学生及び研究生。
 - 二 利用目的 図書館の蔵書検索、情報収集、文献検索、レポート作成、遠隔授業及び就職活動等に利用することができる。
 - 三 利用方法 貸出用端末の借用を希望する者は、電子申請により申し込みの上、図書館内で利用しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その限りでない。

（利用時間）

第3条 施設等を利用できる時間は、利用要領第3条に規定する図書館の開館時間とする。ただし、グループ学修室、研究閲覧ブース、ラーニング・コモンズ、常設端末は、利用要領第5条に規定する時間外利用の時間にも利用できる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 秋田県立大学図書館内施設等利用細則（平成18年4月1日施行）は、廃止する。